

平成22年度第1回千葉市福祉有償運送運営協議会議事録

日 時 平成22年4月15日(木) 13時30分から15時まで
場 所 千葉中央コミュニティセンター8階87会議室
出席者 加藤委員、木戸委員、福岡委員、成田委員(中村オブザーバー)、大前委員、
田川委員、西山委員
事務局(高齢福祉課)柴田課長、柿崎主査、西村主任主事
(介護保険課)榎本主事
(障害企画課)武富主事
(障害者自立支援課)柴崎主事
(交通政策課)南山主任主事
議 題 更新登録及び使用車両の増車について

(事務局)

委員の皆様、大変お待たせいたしました。予定の時刻となりましたので、ただいまから千葉市福祉有償運送運営協議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます高齢福祉課の西村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日のご出席の委員数は、総数7人のうち、今現在6名しか揃っていませんけれども、のち加藤さまがご到着の予定ですので7人でございます。会議は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本日の議題は更新登録及び使用車両の増車を予定しておりますが、その中で申請事業者の協議については非公開ということにさせていただきますので、委員の皆様にはご了承くださいたいと存じます。

それでははじめに、柴田高齢障害部高齢福祉課長よりご挨拶を申しあげます。

(柴田課長)

こんにちは。高齢福祉課の柴田と申します。よろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中、千葉市福祉有償運送運営協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、日頃から本市の保健福祉行政にご協力いただきまして、重ねて御礼申し上げます。

本日、今年度初めての会議でございますが、2名の委員さま、木戸委員さまと福岡委員さま、新たに選任させていただきますので、これから3年間ご協力のほどよろしくお願いいたします。他の委員さまにおきましてもご協力お願いいたします。

この福祉有償運送につきましては、要介護認定者の方とか障害者の方や介護が必要な方、しかも単独で利用が困難な方に外出支援、通院等の役割を持っています。

この協議会につきましては、ヒヤリング等を通じまして審議をしていただくものがございます。

本日、更新登録、先ほど言いました認定と使用車両の増車1件について審議を実施していただく予定でございます。

委員の皆様方におきましては、高齢者や障害者の状況やタクシー等の運営事業者の整合性なども踏まえまして、慎重にご協議のほどよろしくお願ひいたします。

簡単ではございますが、一端の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(事務局)

続きまして、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

既に委員の皆様を平成22年4月15日付で3年間の任期で委嘱をさせていただいております。

それでは、委員の皆様をご紹介させていただきます。

千葉県交通運輸労働組合書記長 大前真人委員です。

(大前委員)

よろしくお願ひします。

(事務局)

おひとりまだ到着されてはおりませんが、千葉構内タクシー株式会社代表取締役 加藤末昭委員、あと少しで到着の予定となっております。

福祉有償運送の旅客の代表 木戸順子委員です。

(木戸委員)

よろしくお願ひいたします。

(事務局)

特定非営利活動法人ひだまり専務理事 田川正浩委員です。

(田川委員)

よろしくお願ひいたします。

(事務局)

千葉市手をつなぐ育成会副会長 福岡初代委員です。

(福岡委員)

どうぞよろしくお願ひいたします。

(事務局)

国土交通省関東運輸局千葉運輸支局首席運輸企画専門官 成田斉委員の代理として中村オブザーバーです。

(中村オブザーバー)

成田の代理なんですが中村と申します。どうぞよろしく願いいたします。

(事務局)

今ご到着されました、千葉構内タクシー株式会社代表取締役 加藤末昭委員です。

(加藤委員)

加藤でございます。すいません遅くなりまして。

(事務局)

千葉市保健福祉局高齢障害部長 西山孝夫委員です。

(西山委員)

西山です。よろしく願いします。

(事務局)

なお、道路運送法施行規則第51条の7の規定により、本運営協議会は、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために、市町村長が主宰する協議会であることとされているため、市の代表である西山委員が会長を務めることをご了解を賜りたいと存じますが、皆様いかがでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

(事務局)

ありがとうございます。では、西山会長、会長席へご移動願います。

それでは、西山会長よりご挨拶をお願いします。

(西山会長)

それでは、今、委員の皆様からご承認を賜りまして会長を務めさせていただきます西山です。よろしく願いいたします。スムーズな議事の進行ということで努力してまいります。

どうか委員の皆様にはよろしくどうぞお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。今後は西山会長に議事進行をお願いしたいと存じます。

よろしく願いいたします。

(西山会長)

それでは早速ですけれども、議事の進行を務めさせていただきます。

最初に、次第の4「福祉有償運送の概要」について事務局の方から説明をお願いします。

(事務局)

高齢福祉課 柿崎と申します。よろしく願いします。私の方から説明させていただきます。座らせていただきます。

まず、お配りしている資料の次第を1枚めくっていただくと、千葉市における福祉有償運送の概要についてということで、ペーパーがございます。1から順を追ってご説明させていただきます。

もうすでにご承知かと思うんですが、今回新たに委員さんとなられた方がおりますので、復習の意味も込めましてご説明させていただきます。

まず1点目、福祉有償運送とはということですが、タクシー等の公共交通機関によって要介護者、身体障害者などに対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合に、NPO、公益法人、社会福祉法人などが、実費の範囲内であり営利とは認められない範囲の対価によって乗客定員11人未満の自家用自動車を使用して会員に対して行うドアトゥドアの個別輸送サービスのことであります。

2番3番につきましては、その1枚めくっていただくと、資料1-2ということで、福祉有償運送の仕組みというものが図が付いております。そちらをご覧くださいながらご説明させていただきます。

まず、資料1-1の2番の方ですが、千葉市の福祉有償運送の登録法人ということであり、福祉有償運送を行うには、この協議会の合意を得たうえで、国土交通省関東運輸局千葉運輸支局の方に登録申請が必要となります。今現在ですが、平成22年1月1日現在で、この協議会で協議が調って運輸支局長の登録を受けた法人は16法人ございます。

3枚目に別紙ということで千葉市有償運送登録事業者一覧というものがつけてあります、こちらの法人名16法人が福祉有償運送の登録を今現在しているということになります。

事業所は6番の社会福祉法人晴山会さんのほうが2事業所ございまして、事業所は1個多い17事業所という形となっております。

次、3番です。福祉有償運送運営協議会の役割ということですが、2番の千葉運輸支局へ登録するにあたりまして、この運営協議会の同意が必要だということであり、福祉有償運送の実施を希望する法人については、協議、必要性、運送の対価、利用者の安全と利便の確保の方策等ということで、また、登録法人に対して必要な指導助言を行うといったことが、この運営協議会の役割になってきます。

この運営協議会の方は、先ほど司会の方からご紹介いただいた各委員さんの構成メンバーで、今回は22年度からやらせていただくという形でございます。

続きまして、4番の千葉市の福祉有償運送の利用対象者ということでございます。輸送しようとする旅客の範囲は、次の者のうち他人の介助によらず移動することが困難であると認められ、かつ単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な者であって、運送しようとする旅客の名簿に記載されている者及びその付添人とする、と。そこに4つほど挙げておりますが、介護保険法にいう要介護者及び要支援者、身体障害者福祉法にいう身体障害者、その他肢体不自由、内部障害、精神障害、知的障害等により単独で移動が困難、かつ単独では公共交通機関を利用することが困難な者ということであり、平成22年1月1日現在ですが、1,058人の登録がございます。

続きまして5番の千葉市福祉有償運送協議会の条例設置ということで、ちょっと触れさせていただきます。平成21年の2月9日の千葉市の監査委員からの指摘によりまして、市で条例によらず設置している委員会などの見直しを行うこととなりました。このため、こ

の協議会は今まで要綱設置ということで設置しておりましたが、設置根拠としていた当該協議会を、附属機関の判断基準というものを市で新たに定めたんですが、この基準に照らした結果、附属機関の要件を満たしているということでありましたので、この22年の2月議会に条例を提案いたしまして、そこで可決されて条例設置の協議会という位置づけになりましたのでご報告させていただきます。資料2番というものがくっついておりまして、こちらが条例の内容となっております。後でご覧いただければと思っております。よろしくお願いたします。

次、資料めくっていただくと資料3、千葉県福祉有償運送登録要件ということで、平成20年の2月1日にこの運営協議会で決めました登録要件がこちらでございます。この登録要件に従いまして、協議会の方で審議していただいて合意を得るという形をとっておりますので、ご了解ください。

概要については、説明は以上であります。簡単ではございますが、概要についての説明はこれで終わらせていただきます。

(西山会長)

はい、ありがとうございます。それでは、委員さんは初めての方もいらっしゃるわけですが、今の説明につきまして、何かご質問、ご意見なりがあればお願いしたいと思います。

【特に意見なし】

はい、それではないようですので、次に5の議題の方に移っていきたいと思います。本日の議題は更新申請が2件、それから使用車両の増車1件についてです。事務局より事業者さんへのヒヤリングについて説明をお願いします。

(事務局)

はい。事務局からご説明いたします。委員の皆様には、事前に資料5、こちらの申請書書類概要というものをお配りしてあります。事前にお配りさせていただいた中で、ちょっとグレーがかった箇所があったんですが、今日ご用意している資料の方には、一切そういうグレーがかったところがないという形で、全て確認済みということになりましたのでご報告させていただきます。

申請事業者及び申請内容について既にご覧頂いているところですが、ご意見や疑問点等おありかと存じます。今から各申請事業者に申請内容などについて説明をしていただきますので、質問等がございましたらお願いいたします。なお、今日3事業者ということで、全てヒヤリングが終了した後に、各申請に対する承認について1事業者ごとにお諮りしたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

事務局からは以上でございます。

(西山会長)

はい。それでは、お手元に資料4というものがあると思いますけれども、この順番でヒヤリングをお願いしたいと思います。まず最初に、更新申請の1番「修生会」さんですね、ご説明の方よろしくお願いたします。

(医療法人社団 修生会)

「医療法人社団修生会」筒井です。よろしくお願ひします。福祉有償運送の更新登録ということで申請させていただきました。内容については変わっておりません。私どもの運送の趣旨としましては、末期がんの患者さまを訪問診療でやっていますが、少しでも最期まで自宅で過ごしたいとか、買い物に行きたいとか体が不自由なところ、少しでも負担を減らしていただけるような介護ということで進めております。昨年、前年度は4人の方の利用実績があります。

説明は以上です。何か質問がありましたらお願ひします。

(西山会長)

はい、ありがとうございます。「修生会」さんにつきましては、今までやっていらっしやったということで、更新ということで、従前と変わりが無いということでご説明がありました。今のご説明に対しまして、何かご質問、ご意見等ございましたら委員の皆様からお願ひしたいと思ひます。

【質問、意見等なし】

よろしいでしょうか。特にないようでございますので、「修生会」さんのヒヤリングにつきましては以上で終わらせていただきます。ありがとうございます。

それでは続きまして、更新申請の2番「^{ポコ ア ポコ}poco a poco」さん、よろしくお願ひいたします。

(特定非営利活動法人^{ポコ ア ポコ}poco a poco)

「特定非営利活動法人^{ポコ ア ポコ}poco a poco」竹花が本日来られませんので、私理事をしております西山と申します。よろしくお願ひいたします。

福祉有償運送の更新についてお願ひします。障害児のケアのホームということで事業を行っておりまして、親が体調が悪いときとか、あと子供は元気なだけで親が体調悪くて学校に送れないとか、そういうときに利用して使っています。現在、継続的に2名の方が使っておりますが、そのほかにも利用して使っています。あと病院での送り迎えも利用して使っています。障害児といってもかなり重度で、楽しみながらこうお話ししてられないとかそういった症状なんですけれども、大変利用しながらやっていきます。よろしくお願ひいたします。

(西山会長)

はい、よろしいですか。それでは説明は以上ですが、これにつきましても何かご質問、ご意見等ございましたら委員の皆様からよろしくお願ひいたします。

【質問、意見等なし】

はい、更新ということで、特によろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それではヒヤリングは以上です。ありがとうございます。

それでは続きまして、使用車両の増車ということで手をつなぐ育成会さん、よろしくお願ひいたします。

(社会福祉法人 手をつなぐ育成会)

「社会福祉法人千葉市手をつなぐ育成会 でい・まさご」の染谷と申します。よろしく

お願いいたします。座らせていただきます。

私どもは平成17年に「でい・さくさべ」という施設で福祉有償運送の事業を登録をさせていただきまして、同じ法人の「でい・まさご」という施設でも今回申請をさせていただきます。事業所の数が増えるという形なんですけれども、使用車両2台を増車しまして利用させていただきたいと思っております。使用の概要としましては、主に私ども通所の施設なんですけれども、知的に難を持たれている方のための施設への送り、常軌の送迎は施設では行っておりませんので主に緊急時の対応という形になります。

現在は、無償でというような形で施設からお送りしたりとか、自力で来ていただいているんですが、主に親御さんが具合が悪いときとかに、親御さんが具合悪いために通所できないとかお休みしますというようなことが多くて、そういう際にサービスとしてこちらでもお迎えをさせていただくというようなときに使っていただければなというところから申請させていただきました。よろしく申し上げます。

(西山会長)

はい、ありがとうございます。今回の「手をつなぐ育成会」さんにつきましては、従前から「でい・さくさべ」というところで承認事業を行っていて、同じ系列の「でい・まさご」で普通車2台を増車してこちらでも事業を行いたいと、そういう趣旨でございます。

この件につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見等ございましたらお願いしたいと思います。

(田川委員)

2台増車ということですが、外出支援等でなくて通所するための登退所支援ということが目的ですか。

(社会福祉法人 手をつなぐ育成会)

はい、そうです。

(田川委員)

対象者は1対1、1回複数の方の時もあるわけですか。

(社会福祉法人 手をつなぐ育成会)

基本的には1対1になります。

(加藤委員)

2台増車されるということですが、運転なさるかたはおひとりですか。

(社会福祉法人 手をつなぐ育成会)

はい、そうです。

(加藤委員)

ひとりで2台増車するというのはどういう意図でしょうか。

(社会福祉法人 手をつなぐ育成会)

現在、施設が3台車を所有してまして、常時、日常活動の中で車を使用しておりますので、その都度、使用する車両が空いているものを使わせていただきたいと思いますと思ひまして、2台

増車とさせていただきます。

(加藤委員)

わかりました。

(西山会長)

他にはいかがでしょうか。よろしございますか。それでは以上でヒヤリングを終わりにいたします。ありがとうございました。

ここからは、今申請のありました3件につきまして、委員さんだけの協議に移ります。事業所さんは退室をお願いいたします。

【ここから非公開】

(西山会長)

それでは、各申請について1事業所ごとにお謀りするということとなりますけれども、初めての方もいらっしゃる、私も含めてですけれども、先ほど条例設置になったということで資料の2設置条例をご覧いただきまして、この裏面ですね、第5条に(会議)とありましてその3に「協議会の議事は、原則として委員全員の一致によりこれを決する。」ということになっております。お諮りをして、皆さんの意見が一致したら承認という形になりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、今回計3件申請がございました。更新登録が2件、使用車両の増車が1件。まず1件目、更新の1件目ですね、「医療法人社団修生会」さんにつきまして、ご承認いただける委員さんにつきましては挙手をお願いしたいと思います。

《委員全員挙手》

はい、全員挙手をいただきました。「修生会」さんにつきましては、協議が調ったということにさせていただきます。

続いて、「特定非営利活動法人^{ポコアポコ}poco a poco」さんの申請につきまして、ご承認いただける委員さんは挙手をお願いいたします。

《委員全員挙手》

はい、全員挙手をいただきました。「^{ポコアポコ}poco a poco」さんについても協議が調ったことといたします。

最後に、使用車両の増車を申請されております「千葉市手をつなぐ育成会」さん、これにつきましてご承認をいただける委員さんは挙手をお願いいたします。

《委員全員挙手》

はい、ありがとうございます。全員挙手をいただきました。3番目「手をつなぐ育成会」さんにつきましても協議が調ったということでございます。

今回の申請につきましては、いずれも協議が調いました。ありがとうございます。

そういたしますと、今3件の申請、いずれも認められたということになりますので、事務局の方から各事業者さんに、通知等必要な手続きをよろしくをお願いしたいというふうに思います。

【ここまで非公開】

(西山会長)

それでは、最後に次第の 6 その他ということになりますが、事務局の方から何かございますか。

(事務局)

私の方から 1 点だけですね。平成 20 年の第 2 回福祉有償運送の会議の時に、千葉運輸支局さんは前は三上さまが来られて、事務局にお願いということで、車両数とか旅客の範囲など変更があった場合に 30 日以内に届出してほしいということで、再度周知徹底をお願いしたいと。というのは、5 月の報告の時にいつの間にか内容がちょっと変わってるとかそういうことがあったということで、再度周知徹底をお願いしたいということで、今事務局の方から再度対象事業者に対して、文書で周知徹底をしますということでご返答しておりましたので、それについてなんです、平成 21 年 3 月 18 日付に福祉有償運送における届出等の徹底についてということで各法人さんの方に通知を出しました。それについて、前回のお約束事だったので、実施しましたということで今回報告させていただきたいと思いません。以上でございます。

(西山会長)

それでは、本日予定をしておりました議題は全て終了ということになりました。以上をもちまして、本日の協議会を終了させていただきます。委員の皆様にはご協力いただきまして大変ありがとうございました。

(中村オブザーバー)

1 点お願いなんですけれども、事務局の方をお願いなんですけれども、今回の更新の中で「修生会」さんにつきましては、更新期限が 4 月 23 日ということで期間が短いので、速やかに今日合意が調ったという書面ですね、速やかに「修生会」さんの方にお渡ししていただいて、その際に大至急支局の方に提出するというのを説明していただくとありがたいと思います。

(事務局)

千葉市側の都合で、要綱設置の委員会から条例設置にしたものですから、会がその間開けなかったというところが現実ありまして、大変期限迫って、申し訳なくご迷惑をおかけします。早急に対応したいと思います。

(西山会長)

すみません、ほかに何か意見などございませんかとお聞きすればよかったのですが、大変失礼いたしました。ほかによろしいでしょうか。

それでは、今日の協議会は終了ということで、事務局の方お願いします。

(事務局)

西山会長、ありがとうございました。また、委員の皆様には、慎重なご審議をいただきありがとうございました。以上をもちまして、平成 22 年度第 1 回千葉市福祉有償運送運営

協議会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。